

山口県報

平成24年
9月28日
(金曜日)

目次

○規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（長寿社会課）……………一

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（長寿社会課）……………五

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（長寿社会課）……………一四

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（長寿社会課）……………二〇

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（長寿社会課）……………三〇

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（長寿社会課）……………四〇



養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第六十八号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項

を定めるものとする。

(設備)

第二条 条例第四条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

条例第四条第四項の基準は、次のとおりとする。

一 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 一室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 階に設けないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

二 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 入所者ごとに寝具及び身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。

二 静養室は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 医務室又は職員室に近接して設けること。

ロ 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ハ 前号ロ、二及びホに掲げる要件を満たしていること。

三 洗面所は、居室のある階ごとに設けること。

四 便所は、居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

五 医務室には、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

六 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

七 職員室は、居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

八 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 廊下の幅は、一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・

八メートル以上とすること。

口 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ハ 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員)

第三条 条例第五条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 医師 入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 生活相談員

イ 常勤換算方法（養護老人ホームの職員の勤務延べ時間数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数が三十又は三十に満たない端数を増すことに一以上とする。

ロ 生活相談員のうち入所者の数が百又は百に満たない端数を増すことに一人以上を主任生活相談員とする。

三 支援員

イ 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十五号）第七十三条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十六号）第六十七条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の数が十五又は十五に満たない端数を増すことに一以上とする。

ロ 支援員のうち一人を主任支援員とする。

四 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が百又は百に満たない端数を増すことに一以上

五 栄養士 一人以上

六 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項第二号から第四号までの規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の七割を超える養護老人ホーム（以下「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員

イ 常勤換算方法で、一に、入所者の数が三十又は三十に満たない端数を増すこと

一を加えて得た数以上とする。

ロ 生活相談員のうち入所者の数が百又は百に満たない端数を増すことに一人以上を主任生活相談員とする。

二 支援員

イ 常勤換算方法で、別表の上欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる支援員の数以上とする。

ロ 支援員のうち一人を主任支援員とする。

三 看護職員

イ 入所者の数が百を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で二以上とする。

ロ 入所者の数が百を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、二に、入所者の数が百を超えて百又は百に満たない端数を増すことに一を加えて得た数以上とする。

3 前二項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、養護老人ホームを新たに設置し、又は再開する場合は、推定数による。

4 第一項第二号又は第二項第一号の規定にかかわらず、外部サービス利用型養護老人ホーム（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームをいう。以下同じ。）に置くべき生活相談員の員数は、第一項第二号又は第二項第一号に定める生活相談員の員数から、常勤換算方法で、一を減じて得た数とすることができる。

5 第一項第二号口又は第二項第一号口の主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型養護老人ホームであつて、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

6 第一項第三号口又は第二項第一号口の主任支援員は、常勤の者でなければならない。

7 第二項第四号又は第二項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第一項第四号の看護職員に係る当該者の員数は、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で一以上とする。

8 夜間及び深夜の時間帯を通じて一人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。

(施設長の責務)

第四条 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第五条 生活相談員は、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 入所者の居宅サービス等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用に際し、同法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の第十八項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の第十八項に規定する介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 二 条例第十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
- 三 条例第十三条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあつては、主任支援員が前二項に規定する業務を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第六条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために、継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第七条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者の処遇の内容

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第八条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

- 一 処遇計画
- 二 具体的な処遇の内容等の記録
- 三 条例第十条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 条例第十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 条例第十三条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(健康管理)

第九条 養護老人ホームは、入所者に対し、入所時及び毎年二回以上の定期の健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

第十条 養護老人ホームは、必要な医薬品及び医療機器を備え、適正に管理しなければならない。

2 養護老人ホームは、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成十八年厚生労働省告示第百六十八号）に沿った対応を行うこと。

(事故の防止等)

第十一条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措

置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故の発生防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

(入退所)

第十二条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができると認められる場合は、当該入所者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる生活環境等を助案し、円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

(処遇計画)

第十三条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 生活相談員は、入所者の心身の状況、その置かれている環境、入所者及びその家族の希望等を助案し、他の職員と協議の上、当該入所者の処遇計画を作成しなければならない。

3 生活相談員は、入所者の処遇の状況等を助案し、処遇計画の必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第十四条 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう

配慮しなければならない。

2 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第十五条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事を提供しなければならない。

(生活相談等)

第十六条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、要介護認定(介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。)の申請その他の入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を踏まえ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

7 養護老人ホームは、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第十七条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等(介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。)となった場合は、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう必要な措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第十八条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

ならない。

(地域との連携等)

第十九条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、措置に関する入所者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第五十七号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる養護老人ホームの建物であつて、この規則の施行の際現に当該養護老人ホームの用に供されているものについては、第二条第二項第一号イ及びハの規定は、適用しない。

別表(第三条関係)

一般入所者の数	支 援 員 の 数
二十以下	四
二十を超えて三十以下	五
三十を超えて四十以下	六
四十を超えて五十以下	七
五十を超えて六十以下	八
六十を超えて七十以下	十
七十を超えて八十以下	十一
八十を超えて九十以下	十二
九十を超えて百以下	十四

百を超えて百十以下

百十を超えて百二十以下

百二十を超えて百三十以下

百三十を超える場合

十四

十六

十八

十八に、入所者の数が百三十一を超えて十又は十に満たない端数を増すごとに二を加えて得た数

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第六十九号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 特別養護老人ホーム(第二条―第二十二條)

第三章 ユニット型特別養護老人ホーム(第二十三條―第三十一條)

第四章 地域密着型特別養護老人ホーム(第三十二條―第三十五條)

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第三十六條・第三十七條)

附 則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十三号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第二章 特別養護老人ホーム

(設備)

第二条 条例第三条第一項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物とする。

一 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下この項において「居室

等」という。()を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町にあつては、市町長)又は消防署長と相談の上、条例第六条第一項に規定する施設内防災計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第六条第四項の訓練については、同条第一項に規定する施設内防災計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第三条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第三条第五項の基準は、次のとおりとする。

一 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 地階に設けないこと。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

二 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

ヘ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室は、前号(ロを除く。)に掲げるもののほか、介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

三 浴室は、介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

四 洗面設備は、居室のある階ごとに設け、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

五 便所は、居室のある階ごとに居室に近接して設けるほか、ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

六 医務室は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所とし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

七 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

八 介護職員室は、居室のある階ごとに居室に近接して設け、必要な備品を備えること。

九 食堂及び機能訓練室は、必要な備品を備えるほか、それぞれ必要な広さを有し、その合計した面積は三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。この場合において、食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

十 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室等」という。)は、三階以上の階に設けないこと。ただし、次のイからハまでのいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。

イ 居室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上)有すること。

ロ 三階以上の階にある居室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ハ 居室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

十一 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ロ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ハ 廊下及び階段には、手すりを設けること。

二 階段の傾斜は、緩やかにすること。

ホ 居室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(職員)

第三条 条例第四条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 医師 入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 生活相談員 入所者の数(前年度の入所者の数の平均値とする。ただし、特別養護老人ホームを新たに設置し、又は再開する場合は、推定数による。以下この条において同じ。)が百又は百に満たない端数を増すことに一人以上

三 介護職員又は看護職員

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法(特別養護老人ホームの職員の勤務延べ時間を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該特別養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又は三に満たない端数を増すことに一以上とする。

ロ 看護職員の員数は、入所者の数の次の(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める数とする。

(1) 入所者の数が三十以下の場合 常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が三十を超え五十以下の場合 常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が五十を超え百三十以下の場合 常勤換算方法で、三以上

(4) 入所者の数が百三十を超える場合 常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又は五十に満たない端数を増すことに一を加えて得た数以上

四 栄養士 一人以上

五 機能訓練指導員 一人以上

六 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 医師及び調理員、事務員その他の職員の員数は、サテライト型居住施設の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

3 施設長及び生活相談員は、常勤の者でなければならない。

4 看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

6 条例第四条第三項の規則で定める職員は、特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別

養護老人ホームを併設する場合、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員(第二十四条第二項の規定により配置される看護職員に限る。)とする。

(施設長の責務)

第四条 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第五条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によつて処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第六条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者の処遇の内容及び費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第七条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 入所者の処遇に関する計画

二 具体的な処遇の内容等の記録

三 条例第九条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第十二条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(衛生管理等)

第八条 特別養護老人ホームは、必要な医薬品及び医療機器を備え、適正に管理しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号)に沿った対応を行うこと。

(事故の防止等)

第九条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故の発生を防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故の発生を防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

第十一条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、入所予定者に係る居宅介護支援(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十三項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行う者に対する照会等により、入所者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(同項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の利用状況等の把握に努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の規定による検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかと認められる場合は、当該入所者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画(介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入所者の処遇に関する計画)

第十二条 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境、入所者及びその家族の希望等を勘案し、入所者の同意を得て、当該入所者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況等を勘案し、入所者の処遇に関する計画の必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第十三条 特別養護老人ホームは、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状況等に応じて、入所者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、その処遇の質について自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第十四条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 特別養護老人ホームは、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者については、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

5 特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 特別養護老人ホームは、入所者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 特別養護老人ホームは、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 特別養護老人ホームは、入所者に対して、入所者の負担による当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第十五条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事を提供しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をを行うことを支援しなければならない。

(生活相談等)

第十六条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第十七条 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって当該手続等を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第十八条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第十九条 特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

(定員の遵守)

第二十条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力病院等)

第二十一条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第二十二条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第三章 ユニット型特別養護老人ホーム

(設備)

第二十三条 条例第十四条第二項の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 一室の定員は、一人とすること。ただし、入居者に対するサービスの提供上

必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以上としなければならない。

(3) 階に設けないこと。

(4) 一室の床面積は、十・六五平方メートル以上(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上)とすること。この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(5) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(6) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(7) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

(8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(9) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室は、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 階に設けないこと。

(3) 一室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(4) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備は、居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けるほか、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所は、居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けるほか、ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

二 ユニット型特別養護老人ホームの設備については、第二条第三項第三号、第六号、第七号及び第十号の規定を準用する。この場合において、同号中「居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室」とあるのは、「ユニット及び浴室」と、「居室等」とあるのは、「ユニット等」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 廊下の幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)とすることができる。

ロ 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ハ 廊下及び階段には、手すりを設けること。

ニ 階段の傾斜は、緩やかにすること。

ホ ユニット等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第二十四条 第五条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。

2 前項において準用する第五条第一項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。

(運営規程)

第二十五条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 提供するサービスの内容及び費用の額

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 その他施設の運営に関する重要事項

(サービスの取扱方針)

第二十六条 サービスの提供は、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者に

に対するサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 サービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 サービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 サービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本とし、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその心身の状況等を常に把握しながら適切に行われなければならない。

5 第十三条第三項及び第四項の規定は、ユニット型特別養護老人ホームにおけるサービスの提供について準用する。

(介護)

第二十七条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 第十四条(第一項及び第二項を除く。)の規定は、ユニット型特別養護老人ホームにおける介護について準用する。この場合において、同条第三項中「援助」とあるのは「支援」と、同条第四項中「そのおむつ」とあるのは「排せつの自立を図りつつ、そのおむつ」と、同条第六項中「介護を適切に行わなければならない」とあるのは「日常生活上の行為を適切に支援しなければならない」と読み替えるものとする。

(食事)

第二十八条 ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をを行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をを行うことを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二十九条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 第十七条(第一項を除く。)の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。

(定員の遵守)

第三十条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第三十一条 前章(第二条第三項、第五条、第六条、第十三条から第十五条まで、第十七条及び第二十条を除く。)の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二条第一項及び第二項、第三条第一項及び第六項並びに第七条第二項第三号から第五号までの規定中「条例」とあるのは、「条例第十五条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第四章 地域密着型特別養護老人ホーム

(設備)

第三十二条 条例第十七条において準用する条例第三条第五項の基準は、次のとおりとする。

一 医務室は、医療法に規定する診療所とし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

二 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。この場合において、サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

三 二

三 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

四 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

五 地域密着型特別養護老人ホームの設備については、第二条第三項各号（第六号、第七号及び第十一号イを除く。）の規定を準用する。

（職員）

第三十三条 条例第十六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 生活相談員 一人以上
- 三 介護職員又は看護職員

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（地域密着型特別養護老人ホームの職員の勤務延べ時間を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数（前年度の入所者の数の平均値とする。ただし、地域密着型特別養護老人ホームを新たに設置し、又は再開する場合は、推定数による。）が三又は三に満たない端数を増すことに一以上とする。

ロ 看護職員の員数は、一人以上とする。

四 栄養士 一人以上

五 機能訓練指導員 一人以上

六 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 施設長は、常勤の者でなければならない。

3 生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で一以上とする。

4 介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で一以上とする。

6 機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

7 地域密着型特別養護老人ホームに介護保険法第七十八条の四第一項及び第二項又は同法第一百五十五条の十四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町

条例」という。）に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に規定する基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に市町条例に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

（地域との連携等）

第三十四条 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第一百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（準用）

第三十五条 第二章（第二条第三項、第三条第一項から第五項まで及び第二十二を除く。）の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二条第一項及び第二項、第三条第六項並びに第七条第二項第三号から第五号までの規定中「条例」とあるのは、「条例第十七条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

（設備）

第三十六条 条例第十八条において準用する条例第十四条第二項の基準については、第二条第三項第三号及び第十号、第二十三条第一号及び第三号（イを除く。）並びに第三十二条（第五号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条第三項第

いう。()については、次項から附則第十項までの規定によるものとする。

8 一部ユニット型特別養護老人ホームについては、次項及び附則第十項に定めるものを除き、ユニット部分にあつては第三章(第二十五条及び第三十一条を除く。)に、それ以外の部分にあつては第二章第三項、第五条、第十三条から第十五条まで、第七条及び第二十条に定めるところによる。

9 一部ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
- 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 ユニット部分において提供するサービスの内容及び費用の額
- 六 ユニット部分以外の部分において提供するサービスの内容及び費用の額
- 七 施設の利用に当たつての留意事項
- 八 非常災害対策

九 その他施設の運営に関する重要事項

10 第二章(第二章第三項、第五条、第六条、第十三条から第十五条まで、第十七条及び第二十条を除く。)の規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二章第一項及び第二項、第三条第一項及び第六項並びに第七条第二項第三号から第五号までの規定中「条例」とあるのは、「条例附則第十項において準用する条例」と読み替えるものとする。

(一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに関する経過措置)

11 条例附則第十一項において準用する規定の適用を受ける一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(以下「一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」という。)については、次項及び附則第十三項の規定によるものとする。

12 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについては、次項に定めるものを除き、ユニット部分にあつては第三十六条及び第三十七条において準用する第二十七条に、それ以外の部分にあつては第三十二条及び第三十五条において準用する第十四条に定めるところによる。

13 第二章(第二章第三項、第三条第一項から第五項まで、第五条、第六条、第十三条から第十五条まで、第十七条、第二十条及び第二十二を除く。)第三十三、第三十四条並びに附則第八項及び第九項の規定は、一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二章第一項及び第二項、第三条第六項、第七条第二項第三号から第五号まで並びに第三十三条第一項中「条例」とあ

るのは「条例附則第十一項において準用する条例」と、附則第八項中「第二十五条」とあるのは「第二十三条、第二十五条、第二十七条」と、「第二章第三項、第五条、第十三条から第十五条まで」とあるのは「第五条、第十三条、第十五条」と読み替えるものとする。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第七十号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十四号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第二条 条例第四条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第四条第四項の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。
- イ 一室の定員は、一人とすること。ただし、入所者に対するサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- ロ 階に設けないこと。
- ハ 一室の床面積は、二十一・六平方メートル(二の設備を除いた有効面積は十

四・八五平方メートル)以上とすること。ただし、イただし書の場合にあっては、三十一・九平方メートル以上とすること。

二 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。
ホ 緊急の連絡のためのプザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室は、老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

三 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
3 前項第一号の規定にかかわらず、十室程度の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下同じ。)により構成される区画における設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。
イ 一室の定員は、一人とすること。ただし、入所者に対するサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 階に設けないこと。
ハ 一室の床面積は、十五・六三平方メートル(二の設備を除いた有効面積は十三・二平方メートル)以上とすること。ただし、イただし書の場合にあっては、二十三・四五平方メートル以上とすること。

二 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室(ことに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる)。

ホ 緊急の連絡のためのプザー又はこれに代わる設備を設けること。
二 共同生活室は、同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有し、必要な設備及び備品を備えること。

4 前二項に規定するもののほか、次に掲げる要件を満たしていること。
一 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。
二 居室が二階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。

(職員)
第三条 条例第五条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 入所者の数が百二十又は百二十に満たない端数を増すことに一人以上
二 介護職員

イ 一般入所者(入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護(指定居室サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口

県条例第三十五号)第六十七条に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十六号)第六十一条に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))の提供を受けていないものをいう。以下同じ。))の数が三十以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法(軽費老人ホームの職員の勤務延べ時間数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該軽費老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この号において同じ。)で一以上とする。

ロ 一般入所者の数が三十を超えて八十以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で二以上とする。
ハ 一般入所者の数が八十を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、二に、実情に応じた適当数を加えて得た数とする。

三 栄養士 一人以上
四 事務員 一人以上
五 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、軽費老人ホームを新たに設置し、又は再開する場合は、推定数による。
3 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合は、生活相談員のうち一人を置かないことができる。

4 介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に対するサービスの提供に支障がないときは、あらかじめ、入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち一人を置かないことができる。
5 前二項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか一人を置かなければならない。
6 生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち一人以上は、常勤でなけ

ればならない。

7 介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

8 栄養士及び事務員のうちそれぞれ一人は、常勤でなければならない。

9 夜間及び深夜の時間帯を通じて一人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

（施設長の責務）

第四条 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（生活相談員の責務）

第五条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等（介護保険法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用に際し、居宅サービス計画（同法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は介護予防サービス計画（同法第八条の第二十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八条の第二十八項に規定する介護予防支援事業をいう。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

二 条例第十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

三 条例第十四条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第六条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために、継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保

しなければならない。

（運営規程）

第七条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

（記録の整備）

第八条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 サービスに関する計画

二 具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第十一条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第十四条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（重要事項の電磁的方法による提供）

第九条 軽費老人ホームは、条例第八条の規定による書面の交付等をする場合においては、入所申込者又はその家族からの申出があったときに限り、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織（軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電

子計算機に備えられたファイルに記録する方法

□ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第三項の承諾又は第四項の申出をする場合にあつては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 軽費老人ホームは、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に掲げる方法のうち軽費老人ホームが使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

（健康管理）

第十条 軽費老人ホームは、入所者に対し、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

（衛生管理等）

第十一条 軽費老人ホームは、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行つこと。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号）に沿つた対応を行つこと。

（事故の防止等）

第十二条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故の発生を防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故の発生を防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行つこと。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

（入退所）

第十三条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、入所予定者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、日常生活を営むことが困難となつたと認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望を十分に勘案し、当該入所者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行つとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居室サービス計画又は施設サービス計画（介護保険法第八条第二十五項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供者との密接な連携に努めなければならない。

（利用料の受領）

第十四条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）

二 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）

三 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号に掲げる費用を除く。）

四 居室に係る光熱水費

五 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

六 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

3 軽費老人ホームは、第一項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した書面を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

（サービスの提供の方針）

第十五条 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（食事）

第十六条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事を提供しなければならない。

（生活相談等）

第十七条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。）の申請その他の入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、二日に一回以上、入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜、レクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第十八条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合は、その心身の状況、置かれている環境等に及び、適切に居宅サービス等を受けることができるよう必要な援助を行わなければならない。

（定員の遵守）

第十九条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第二十条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（揭示）

第二十一条 軽費老人ホームは、軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

（広告）

第二十二条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（地域との連携等）

第二十三条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十五年三月三十一日までの間において、第三条第一項第二号イの市町が定める条例が施行されるまでの間における当該市町において行う指定地域密着型特定施設入居者生活介護についての同条の規定の適用については、同号イ中「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例」とあるのは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

る基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」とする。
（軽費老人ホームA型の特例）

3 条例附則第五項の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。
- イ 一室の定員は、原則として一人とすること。
- ロ 階に設けないこと。
- ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備を除き、六・六平方メートル以上とする。
- ニ 浴室は、老人が入浴するのに適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

三 医務室は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所とする。

4 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
条例附則第六項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員

イ 生活相談員の員数は、入所者の数の次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数とする。

- (1) 入所者の数が百七十以下の場合 常勤換算方法（軽費老人ホームA型の職員の勤務延べ時間数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該軽費老人ホームA型の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、一以上
- (2) 入所者の数が百七十を超える場合 常勤換算方法で、二以上

ロ 生活相談員のうち一人を主任生活相談員とする。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であつて入所者の数が五十以下のものにあつては、この限りでない。

二 介護職員

イ 介護職員の員数は、入所者の数の次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。

- (1) 入所者の数が八十以下の場合 常勤換算方法で、四以上
- (2) 入所者の数が八十を超え二百以下の場合 常勤換算方法で、四に、入所者の数が八十を超えて二十又は二十に満たない端数を増すことに一を加えて得た数以上
- (3) 入所者の数が二百を超える場合 常勤換算方法で、十に、実情に応じた適当数を加えて得た数

ロ 介護職員のうち一人を主任介護職員とする。
三 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）

イ 入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で一以上とする。

ロ 入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で二以上とする。

四 栄養士 一人以上
五 事務員 二人以上

六 医師 入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
七 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数

5 前項第一号から第三号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあつては、一人以上

二 介護職員

イ 介護職員の員数は、一般入所者の数の次の(1)から(6)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める数とする。

- (1) 一般入所者の数が二十以下の場合 常勤換算方法で、一以上
- (2) 一般入所者の数が二十を超え三十以下の場合 常勤換算方法で、二以上
- (3) 一般入所者の数が三十を超え四十以下の場合 常勤換算方法で、三以上
- (4) 一般入所者の数が四十を超え八十以下の場合 常勤換算方法で、四以上
- (5) 一般入所者の数が八十を超え二百以下の場合 常勤換算方法で、四に、一般入所者の数が八十を超えて二十又は二十に満たない端数を増すことに一を加えて得た数以上
- (6) 一般入所者の数が二百を超える場合 常勤換算方法で、十に、実情に応じた適当数を加えて得た数

ロ 一般入所者の数が四十を超える軽費老人ホームA型にあつては、介護職員のうち一人を主任介護職員とする。

三 看護職員

イ 一般入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、一人以上とする。

ロ 一般入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、二人以上と

- 6 前二項の入所者及び前項の一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、軽費老人ホームA型を再開する場合は、推定数による。
- 7 附則第四項第一号及び第五項第一号の生活相談員（主任生活相談員が置かれている場合にあっては、当該主任生活相談員）のうち一人以上は、常勤でなければならぬ。
- 8 附則第四項第二号口及び第五項第二号口の主任介護職員は、常勤の者でなければならぬ。
- 9 附則第四項第三号及び第五項第三号口の看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならぬ。
- 10 栄養士は、常勤の者でなければならぬ。
- 11 事務員のうち一人（入所定員が百十一人以上の軽費老人ホームA型にあっては、二人）は、常勤でなければならぬ。
- 12 夜間及び深夜の時間帯を通じて一人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
- 13 軽費老人ホームA型は、入所者に対し、入所時及び毎年二回以上の定期の健康診断を行わなければならない。
- 14 軽費老人ホームA型の生活相談員の業務については、第五条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号及び第三号中「条例」とあるのは、「条例附則第八項において準用する条例」と読み替えるものとする。
- 15 主任生活相談員は、前項において読み替えて準用する第五条第一項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。
- 16 前二項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては介護職員が、前二項に規定する業務を行わなければならない。
- 17 第二条第一項、第四条、第六条から第九条まで、第十一条から第十三条まで、第十四条（第一項第三号を除く。）及び第十五条から第二十三条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第二条第一項、第八条第二項第三号から第五号まで及び第九条第一項中「条例」とあるのは、「条例附則第八項において準用する条例」と読み替えるものとする。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第七十一号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 指定介護老人福祉施設（第二条―第三十七条）

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設（第三十八条―第四十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十七号。以下「条例」という。）の施行にいて必要な事項を定めるものとする。

第二章 指定介護老人福祉施設

（従業者）

第二条 条例第四条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 医師 入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 生活相談員 入所者の数（前年度の入所者の数の平均値とする。ただし、指定介護老人福祉施設の指定を新たに受ける場合は、推定数による。以下この条において同じ。）が百又は百に満たない端数を増すごとに一人以上

三 介護職員又は看護職員若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の従業者の勤務延べ時間を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定介護老人福祉施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数が三又は

三に満たない端数を増すごとに一以上とする。

ロ 看護職員の員数は、入所者の数の次の(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める数とする。

(1) 入所者の数が三十以下の場合 常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が三十を超え五十以下の場合 常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が五十を超え百以下の場合 常勤換算方法で、三以上

(4) 入所者の数が百を超え五百以下の場合 常勤換算方法で、五以上

(5) 入所者の数が五百を超え千以下の場合 常勤換算方法で、十以上

(6) 入所者の数が千を超え五千以下の場合 常勤換算方法で、二十以上

(7) 入所者の数が五千を超え一万人以下の場合 常勤換算方法で、五十以上

(8) 入所者の数が一万人を超え二十万人以下の場合 常勤換算方法で、百以上

(9) 入所者の数が二十万人を超え五十万人以下の場合 常勤換算方法で、二百以上

(10) 入所者の数が五十万人を超え一百万以下の場合 常勤換算方法で、三百以上

(11) 入所者の数が一百万を超え二百万以下の場合 常勤換算方法で、四百以上

(2) 入所者の数が三十を超え五十以下の場合 常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が五十を超え百三十以下の場合 常勤換算方法で、三以上

(4) 入所者の数が百三十を超える場合 常勤換算方法で、三に、入所者の数が百

四 栄養士 一人以上

五 機能訓練指導員 一人以上

六 介護支援専門員 一人以上（入所者の数が百又は百に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。）

2 医師及び介護支援専門員の員数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）を設置しようとする者により設置される当該指定地域密着型介護老人福祉施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該指定地域密着型介護老人福祉施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の本体施設である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合に於ては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

3 生活相談員は、常勤の者でなければならない。

4 看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

6 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

7 条例第四条第三項の規則で定める従業者は、指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第三十八条第二項の規定により配置される看護職員に限る。）とする。

（管理者の兼務）

第三条 条例第五条の規則で定める施設は、当該指定介護老人福祉施設のサテライト型

居住施設とする。

（管理者の責務）

第四条 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第五条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、第二十二条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 入所申込者の入所に際し、居宅介護支援事業者に対する照会等により、入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。

三 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができると認められる場合において当該入所者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

五 条例第十三条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

六 条例第十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

七 条例第十六条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

（勤務体制の確保等）

第六条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

(設備)

第七条 条例第六条第三項の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。
- イ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
- ロ プザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 二 静養室は、介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
- 三 浴室は、要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- 四 洗面設備は、居室のある階ごとに設け、要介護者が使用するのに適したものとすること。
- 五 便所は、居室のある階ごとに居室に近接して設けるほか、プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。
- 六 医務室は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所とし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- 七 食堂及び機能訓練室は、必要な備品を備えるほか、それぞれ必要な広さを有し、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。この場合において、食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 八 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

(運営規程)

第八条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第九条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備してお

かなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 施設サービス計画
- 二 条例第十三条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 三 条例第十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 四 条例第十六条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 五 第十八条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 六 第二十九条の規定による通知に係る記録

(重要事項の電磁的方法による提供)

第十条 指定介護老人福祉施設は、条例第九条の規定による書面の交付等をする場合において、入所申込者又はその家族からの申出があつたときに限り、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの
 - イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第三項の承諾又は第四項の申出をする場合にあつては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第一項各号に掲げる方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第十一条 指定介護老人福祉施設は、必要な医薬品及び医療機器を備え、適正に管理しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号）に沿った対応を行うこと。

(苦情の処理)

第十二条 指定介護老人福祉施設は、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査にできる限り協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び市町村からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六條第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び国民健康保

団体連合会からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

(事故の防止等)

第十三条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故の発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十四条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十五条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格並びに要介護認定の有無及び有効期間を確認しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十六条 指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第十七条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、居宅介護支援事業者に対する照会等により、入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

4 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるか認められる場合は、当該入所者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十八条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

第十九条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス(法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)に該当する指定介護福祉施設サービスを提供したときは、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要し

た費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額。以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供したときに入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成十二年厚生省告示第百二十三号)に基づき入所者が選定する特別な居室を提供したことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき入所者が選定する特別な食事を提供したことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百十九号)によるものとする。

5 指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した書面を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、書面によるも

のとする。

(サービス提供証明書の交付)

第二十条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第二十一条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状況等に応じて、入所者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、その提供する指定介護福祉施設サービスの質について自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第二十二条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)を行わなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、入所者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの

目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者又はその家族に対し、当該施設サービス計画の原案について説明し、書面により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、作成した施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入所者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第二十三条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 指定介護老人福祉施設は、入所者に対して、入所者の負担による当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第二十四条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事を提供しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をを行うことを支援しなければならない。

(相談等)

第二十五条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(生活上の便宜の供与等)

第二十六条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって当該手続等を行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第二十七条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

なければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第二十八条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所者に関する通知)

第二十九条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(定員の遵守)

第三十条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力病院等)

第三十一条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第三十二条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(個人情報に関する同意)

第三十三条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ書面により入所者の同意を得ておかなければならない。

(広告)

第三十四条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益の供与等の禁止)

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(地域との連携等)

第三十六条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第三十七条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設

(勤務体制の確保等)

第三十八条 第六条の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。

2 前項において準用する第六条第一項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニトリージャーを配置すること。

第三十九条 条例第十八条第三項の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以上としなければならない。
- (2) 一室の床面積は、十・六五平方メートル以上(条例第十八条第一項ただし書

の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上)とすること。この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(3) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備は、居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けるほか、要介護者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所は、居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けるほか、プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下の幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)とすることができる。

三 ユニット型指定介護老人福祉施設の浴室及び事務室については、第七条第三号及び第六号の規定を準用する。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第四十条 指定介護福祉施設サービスの提供は、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護福祉施設サービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定介護福祉施設サービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本とし、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその心身の状況等を常に把握しながら適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、その提供する指定介護福祉施設サービスの質について自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第四十一条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 第二十三条(第一項及び第二項を除く。)の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設における介護について準用する。この場合において、同条第三項中「援助」とあるのは「支援」と、同条第四項中「そのおむつ」とあるのは「排せつの自立を図りつつ、そのおむつ」と、同条第六項中「介護を適切に行わなければならない」とあるのは「日常生活上の行為を適切に支援しなければならない」と読み替えるものとする。

(食事)

第四十二条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第四十三条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又

は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 第二十六条(第一項を除く。)の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。

(定員の遵守)

第四十四条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第四十五条 前章(第六条、第七条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十六条及び第三十条を除く。)の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第二条第一項及び第七項並びに第三条中「条例」とあるのは「条例第十九条において準用する条例」と、第五条中「第二十二条」とあるのは「第四十五条において準用する第二十二条」と、同条第五号から第七号までの規定中「条例」とあるのは「条例第十九条において準用する条例」と、第八条第三号中「入所定員」とあるのは「入居定員並びにユニットの数及びユニットごとの入居定員」と、第九条第二項第二号から第四号までの規定中「条例」とあるのは「条例第十九条において準用する条例」と、同項第五号中「第十八条第二項」とあるのは「第四十五条において準用する第十八条第二項」と、同項第六号中「第二十九条」とあるのは「第四十五条において準用する第二十九条」と、第十条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条において準用する条例」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(指定介護老人福祉施設の設備に関する経過措置)

2 平成十二年四月一日前に存する特別養護老人ホーム(介護保険法施行法(平成九年法律第二百四十四号。以下「施行法」という。))第二十條の規定による改正前の老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十條の五に規定する特別養護老人ホームをいう。)の建物(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であつて、この規則の施行の際現に指定介護老人福祉施設の用に供されているものについての第七條の規定の適用については、同条第一号イ中「十・六五平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とし、当分の間、同条第七号(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十

三号) 附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第七条第七号前段の規定にかかわらず、必要な備品を備えるほか、食堂にあつては一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室にあつては四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。

4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第七条第七号前段の規定にかかわらず、必要な備品を備えるほか、食堂にあつては一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室にあつては四十平方メートル以上の面積を有することができる。

5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第七条第八号及び第三十九条第二号の規定にかかわらず、一・二メートル以上(中廊下にあつては、一・六メートル以上)とする。

6 入所者が施行法第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者である場合については、第十九条第一項(第四十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、同項中、「同条第二項」とあるのは、「介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第三項」とする。

7 入所者が施行法第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者である場合についての第十九条第三項(第四十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、同項第一号中、「同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項」とあるのは、「介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。))第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額(法第五十一条の三第四項」と、「同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額」とあるのは、「施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額」と、同項第二号中、「同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項」とあるのは、「施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額(法第五十一条の三第四項」と、「同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額」とあるのは、「施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額」とする。

8 条例附則第六項の規定により条例附則第七項から第九項までの規定の適用を受ける一部ユニット型指定介護老人福祉施設(以下「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。)については、次項から附則第十一項までの規定によるものとする。

9 一部ユニット型指定介護老人福祉施設については、次項及び附則第十一項に定めるものを除き、ユニット部分にあつては第三十八条から第四十四条まで及び第四十五条において準用する第十九条に、それ以外の部分にあつては第六条、第七条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十六条及び第三十条に定めるところによる。

10 一部ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
- 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 ユニット部分の入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 ユニット部分以外の部分の入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 七 施設の利用に当たつての留意事項
- 八 非常災害対策

11 第二章(第六条から第八条まで、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条

条、第二十六条及び第三十条を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第二条第一項及び第七項並びに第三条中「条例」とあるのは「条例附則第九項において準用する条例」と、第五条中「第二十二條」とあるのは「附則第十一項において準用する第二十二條」と、同条第五号から第七号まで及び第九条第二項第二号から第四号までの規定中「条例」とあるのは「条例附則第九項において準用する条例」と、同項第五号中「第十八條第二項」とあるのは「附則第十一項において準用する第十八條第二項」と、同項第六号中「第二十九條」とあるのは「附則第十一項において準用する第二十九條」と、第十条第一項中「条例」とあるのは「条例附則第九項において準用する条例」と読み替えるものとする。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第七十二号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 介護老人保健施設（第二条―第三十八条）
- 第三章 ユニット型介護老人保健施設（第三十九条―第四十六条）

附則 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十八号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第二章 介護老人保健施設

（従業者）

第二条 条例第三条第二項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 薬剤師 当該介護老人保健施設の実情に応じた適当数

二 看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員 常勤換算方法（介護老人保健施設の従業者の勤務延べ時間数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該介護老人保健施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数（前年度の入所者の数の平均値とする。ただし、介護老人保健施設の許可を新たに受ける場合は、推定数による。以下この条において同じ。）が三又は三に満たない端数を増すことに一以上（看護職員の員数にあつては看護職員及び介護職員の総数の七分の二程度を、介護職員の員数にあつては看護職員及び介護職員の総数の七分の五程度をそれぞれ標準とする。）

三 支援相談員 一人以上（入所者の数が百を超える場合にあつては、常勤の支援相談員一人に加え、常勤換算方法で、百を超える部分を百で除して得た数以上）

四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上

五 栄養士 入所定員が百以上の介護老人保健施設にあつては、一人以上

六 介護支援専門員 一人以上（入所者の数が百又は百に満たない端数を増すことに一人を標準とする。）

七 調理員、事務員その他の従業者 当該介護老人保健施設の実情に応じた適当数

2 前項第三号及び第六号の規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員又は介護支援専門員の員数は、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数とする。

3 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができる。

4 条例第三条第五項の規則で定める従業者は、介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員とする。

（管理者の兼務）

第三条 条例第四条の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 当該介護老人保健施設のサテライト型小規模介護老人保健施設
- 二 当該介護老人保健施設のサテライト型特定施設（指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）を設置しようとする者により設置される当該指定地域密着型特定施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつ

て当該指定地域密着型特定施設に対する支援機能を有するもの（以下この号において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。）

三 当該介護老人保健施設のサテライト型居住施設（指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）を設置しようとする者により設置される当該指定地域密着型介護老人福祉施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該指定地域密着型介護老人福祉施設に対する支援機能を有するもの（以下この号において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）

（管理者の責務）
第四条 介護老人保健施設の管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護老人保健施設の管理者は、従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第五条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、第二十三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 入所申込者の入所に際し、居宅介護支援事業者に対する照会等により、入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等の記録を行うこと。

三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

四 条例第十四条第一項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

五 条例第十五条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

（勤務体制の確保等）

第六条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

（施設）

第七条 条例第五条第二項の基準は、次のとおりとする。

一 談話室は、入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

二 食堂の床面積は、二平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。

三 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとし、一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別の浴槽を設けること。

四 レクリエーション・ルームは、レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

五 洗面所は、療養室のある階ごとに設けること。

六 便所は、療養室のある階ごとに設けるほか、プザー又はこれに代わる設備及び常夜灯を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

（設備）

第八条 条例第六条第一項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物とする。

一 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町にあっては、市町長）又は消防署長と相談の上、条例第七条第一項に規定する施設内防災計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第七条第四項の訓練については、同条第一項に規定する施設内防災計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第六条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造

かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第六条第三項の基準は、次のとおりとする。

一 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

二 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないよう避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

三 階段には、手すりを設けること。

四 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とし、手すり及び常夜灯を設けること。

五 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

六 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（運営規程）

第九条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

（記録の整備）

第十条 介護老人保健施設は、従業者、施設、設備及び会計に関する諸記録を整備して

おかなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 条例第十二条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 条例第十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 条例第十五条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

五 第十八条第三項の規定による居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

六 第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

七 第三十一条の規定による通知に係る記録
（重要事項の電磁的方法による提供）

第十一条 介護老人保健施設は、条例第九条の規定による書面の交付等をする場合においては、入所申込者又はその家族からの申出があつたときに限り、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織（介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの

イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第三項の承諾又は第四項の申出をする場合にあつては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 介護老人保健施設は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第一項各号に掲げる方法のうち介護老人保健施設が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た介護老人保健施設は、当該入所申込者又はその家族から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第十二条 介護老人保健施設は、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号)に沿った対応を行うこと。

(苦情の処理)

第十三条 介護老人保健施設は、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査にできる限り協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び市町村からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

2 介護老人保健施設は、入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第三号の調査にでき

る限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び国民健康保険団体連合会からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

(事故の防止等)

第十四条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故の発生を防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故の発生を防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十五条 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十六条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格並びに要介護認定の有無及び有効期間を確認しなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十七条 介護老人保健施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第十八条 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、居宅介護支援事業者に対する照会等により、入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

4 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十九条 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第二十条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス(法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護保健施設サービス費をいう。以下同じ。)に該当する介護保健施設サービスを提供したときは、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該介護保健施設サービスについて同条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護保健施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護保健施設サービスに要した費用の額。以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して

得た額の支払を受けるものとする。

2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供したときに入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護老人保健施設は、前二項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成十二年厚生省告示第百二十三号)に基づき入所者が選定する特別な療養室を提供したことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき入所者が選定する特別な食事を提供したことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成十七年厚生労働省告示第四百十九号)によるものとする。

5 介護老人保健施設は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した書面を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、書面によるものとする。

(サービス提供証明書の交付)

第二十一条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付しなければならない。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第二十二条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状況等を踏まえ、入所者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 介護保健施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、その提供する介護保健施設サービスの質について自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第二十三条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)を行わなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、入所者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護保健施設サービスの目標及びその達成時期、介護保健施設サービスの内容、介護保健施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しな

なければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者又はその家族に対し、当該施設サービス計画の原案について説明し、書面により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、作成した施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入所者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第二十四条 医師の診療の方針は、次に掲げるとおりとする。

一 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上妥当適切に行うこと。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響に十分に配慮して、心理的な効果もあげることができるよう適切な指導を行うこと。

三 常に入所者の病状及び心身の状況並びにその置かれていた環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行うこと。

五 特殊な療法又は新しい療法等は、厚生労働大臣が定める療法等（平成十二年厚生省告示第百二十四号）に定めるもののほか行わないこと。

六 医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成十二年厚生省告示第百二十五号）に定めるもののほか入所者に施用し、又は処方しないこと。

（必要な医療の提供困難時の措置等）

第二十五条 医師は、入所者の病状から自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならぬ。

2 医師は、みだりに入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、当該情報に基づき適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

第二十六条 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第二十七条 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしななければならない。

3 介護老人保健施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、そのおむつ

を適切に取り替えなければならない。

5 介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護老人保健施設は、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護老人保健施設は、入所者に対して、入所者の負担による当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。

（食事）

第二十八条 介護老人保健施設は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事を提供しなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の自立の支援に配慮し、入所者の食事が可能な限り離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（相談等）

第二十九条 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれていた環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

第三十条 介護老人保健施設は、適宜、入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護老人保健施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（入所者に関する通知）

第三十一条 介護老人保健施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（定員の遵守）

第三十二条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力病院等）

第三十三条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第三十四条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(個人情報利用に関する同意)

第三十五条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ書面により入所者の同意を得ておかなければならない。

(利益の供与等の禁止)

第三十六条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護老人保健施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護老人保健施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(地域との連携等)

第三十七条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第三十八条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第三章 ユニット型介護老人保健施設

(勤務体制の確保等)

第三十九条 第六条の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。

2 前項において準用する第六条第一項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置するもの。

二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(施設)

第四十条 条例第十七条第二項の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 共同生活室は、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
(2) 一室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面所は、療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けるほか、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ハ 便所は、療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けるほか、プザー又はこれに代わる設備及び常夜灯を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとし、一般の浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別の浴槽を設けること。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第四十一条 介護保健施設サービスの提供は、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護保健施設サービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護保健施設サービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護保健施設サービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本とし、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようその心身の状況等を常に把握しながら適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護老人保健施設は、その提供する介護保健施設サービスの質について自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十二条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の病状及び心身の状況に応じ、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 第二十七条(第一項及び第二項を除く。)の規定は、ユニット型介護老人保健施設における看護及び医学的管理の下における介護について準用する。この場合において、同条第三項中「援助」とあるのは「支援」と、同条第四項中「そのおむつ」とあるのは「排せつの自立を図りつつ、そのおむつ」と、同条第六項中「世話を適切に行わなければならない」とあるのは「行為を適切に支援しなければならない」と読み替えるものとする。

(食事)

第四十三条 ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第四十四条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第四十五条 ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第四十六条 前章(第六条、第七条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十條及び第三十二條を除く。)の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第二條第一項及び第四項並びに第三條中「条例」とあるのは「条例第十八條において準用する条例」と、第五條中「第二十三條」とあるのは「第四十六條において準用する第二十三條」と、同條第四号及び第五号中「条例」とあるのは「条例第十八條において準用する条例」と、第八條第一項から第三項までの規定中「条例」とあるのは「条例第十八條において準用する条例」と、同條第三項第四号中「設けること」とあるのは「設けること。ただし、廊下の一部を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)とすることができる。」と、第九條第三号中「入所定員」とあるのは「入居定員並びにユニットの数及びユニットごとの入居定員」と、第十條第二項第二号から第四号までの規定中「条例」とあるのは「条例第十八條において準用する条例」と、同項第五号中「第十八條第三項」とあるのは「第四十六條において準用する第十八條第三項」と、同項第六号中「第十九條第二項」とあるのは「第四十六條において準用する第十九條第二項」と、同項第七号中「第三十一條」とあるのは「第四十六條において準用する第三十一條」と、第十一條第一項中「条例」とあるのは「条例第十八條において準用する条例」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。
(介護老人保健施設の施設に関する経過措置)

2 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。)第八條

第一項の規定により開設者が法第九十四條第一項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設のうち、平成四年九月三十日前に老人保健施設(施行法第二十四條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第六條第四項に規定する老人保健施設をいう。)として開設されたものであつて、この規則の施行の際現に

当該介護老人保健施設の用に供されているものについての第七条第二号の規定の適用については、同号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

3 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、介護老人保健施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂についての第七条第二号の規定の適用については、同号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、介護老人保健施設を開設する場合において、当該転換に係る食堂については、第七条第二号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの基準を満たすものとする。

一 床面積は、機能訓練室と合計して三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。この場合において、食事の提供に支障がない広さを確保すること。

二 床面積は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。

（介護老人保健施設の設備に関する経過措置）

5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）次項において同じ。）し、介護老人保健施設を開設する場合において、当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第八条第三項第一号の規定にかかわらず、療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段を二以上設けなければならない。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造である

か、又は不燃材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一つとすることができる。

6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換し、介護老人保健施設を開設する場合において、当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅については、第八条第三項第四号（第四十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。

7 平成十八年四月一日前に存する療養病床若しくは一般病床であつて、かつ、同日以降療養病床若しくは一般病床から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の廊下の幅についての第八条第三項第四号の規定の適用については、当分の間、同号中「一・八メートル」とあるのは、「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは、「一・六メートル」とする。

（一部ユニット型介護老人保健施設に関する経過措置）

8 条例附則第四項の規定により条例附則第五項から第七項までの規定の適用を受ける一部ユニット型介護老人保健施設（以下、「一部ユニット型介護老人保健施設」という。）については、次項から附則第十一項までの規定によるものとする。

9 一部ユニット型介護老人保健施設については、次項及び附則第十一項に定めるものを除き、ユニット部分にあつては第三十九条から第四十五条まで並びに第四十六条において準用する第八条及び第二十条に、それ以外の部分にあつては第六条から第八条まで、第二十条、第二十二条、第二十七条、第二十八条、第三十条及び第三十二条に定めるところによる。

10 一部ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員

四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 ユニット部分の入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

六 ユニット部分以外の部分の入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

七 施設の利用に当たつての留意事項

八 非常災害対策
九 その他施設の運営に関する重要事項

11 第二章（第六条から第九条まで、第二十条、第二十一条、第二十七条、第二十八条、第三十条及び第三十二条を除く。）の規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第二条第一項及び第四項並びに第三条中「条例」とあるのは「条例附則第七項において準用する条例」と、第五条中「第二十三条」とあるのは「附則第十一項において準用する第二十三条」と、同条第四号及び第五号並びに第十条第二項第二号から第四号までの規定中「条例」とあるのは「条例附則第七項において準用する条例」と、同項第五号中「第十八条第三項」とあるのは「附則第十一項において準用する第十八条第三項」と、同項第六号中「第十九条第二項」とあるのは「附則第十一項において準用する第十九条第二項」と、同項第七号中「第三十一条」とあるのは「附則第十一項において準用する第三十一条」と、第十一条第一項中「条例」とあるのは「条例附則第七項において準用する条例」と読み替えるものとする。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第七十三号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に ついて必要な事項を定めるものとする。

(従業者)

第二条 条例第三条第一項第一号に定める従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
- 二 看護職員 常勤換算方法（指定介護療養型医療施設の従業者の勤務延べ時間数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除するこ

とにより、当該指定介護療養型医療施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合にあつては、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）における入院患者の数（前年度の入院患者の数の平均値とする。以下この条において同じ。）が六又は六に満たない端数を増すごとに一以上

三 介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又は六に満たない端数を増すごとに一以上

四 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数

五 介護支援専門員 一人以上（療養病床に係る病棟の専ら要介護者を入院させる部分における入院患者の数が百又は百に満たない端数を増すごとに一人を標準とする。）

2 条例第三条第一項第二号に定める従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 常勤換算方法で、一以上
- 二 看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又は六に満たない端数を増すごとに一以上
- 三 介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又は六に満たない端数を増すごとに一以上
- 四 介護支援専門員 一人以上

3 第一項第五号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第三条 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第四条 施設サービスク計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 患者の入院に際し、居宅介護支援事業を行う者（以下「居宅介護支援事業者」という。）に対する照会等により、患者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービスク等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十三項に規定する指定居宅サービスク等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握すること。

二 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

三 条例第十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
四 条例第十三条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第五条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

(設備)

第六条 条例第五条第三項の基準は、次のとおりとする。

一 食堂の床面積は、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上とすること。

二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

三 療養病床に係る病室は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 一室の病床数は、四床以下とすること。

ロ 入院患者一人当たりの床面積は、六・四平方メートル以上とすること。

四 機能訓練室は、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設にあつては四十平方メートル以上の床面積を、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設にあつては機能訓練を行うために必要な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

五 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

六 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 患者が使用する廊下であつて、療養病床に係る病室に隣接するものの幅は、

一・八メートル以上とすること。ただし、両側に病室があるものの幅は、二・七

メートル以上とすること。

ロ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(運営規程)

第七条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入院患者の定員

四 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第八条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に關する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 条例第十条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 条例第十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 条例第十三条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

五 第十七条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容及び内容等の記録

六 第二十七条の規定による通知に係る記録

(重要事項の電磁的方法による提供)

第九条 指定介護療養型医療施設は、条例第七条の規定による書面の交付等をする場合においては、患者又はその家族からの申出があつたときに限り、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を電子情報処理組織(指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と、患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る

電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

口 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(第三項の承諾又は第四項の申出をする場合にあっては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第一項各号に掲げる方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該患者又はその家族から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該患者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第十条 指定介護療養型医療施設は、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図ること。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号)に

沿つた対応を行うこと。

(苦情の処理)

第十一条 指定介護療養型医療施設は、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査にできる限り協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び市町村からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(以下「法」という。)(第七十六条第一項第二号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同法の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び国民健康保険団体連合会からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

(事故の防止等)

第十二条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故の発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十三条 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所等の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十四条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要介護認定の有

無及び有効期間を確認しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供しよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十五条 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退院)

第十六条 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、居宅介護支援事業者に対する照会等により、患者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設の医師は、適時に、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと認めるときは、入院患者に対し、退院を指示しなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の退院に際しては、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十七条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第十八条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス(法第四十八条第四項の

規定により施設介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)に該当する指定介護療養施設サービスを提供したときは、入院患者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて同条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額。以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供したときに入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成十二年厚生省告示第百二十三号)に基づき入院患者が選定する特別な病室を提供したことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき入院患者が選定する特別な食事を提供したことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）によるものとする。

5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した書面を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、書面によるものとする。

（サービス提供証明書の交付）

第十九条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に交付しなければならない。

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第二十条 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状況等を踏まえ、入院患者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 指定介護療養施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、その提供する指定介護療養施設サービスの質について自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第二十一条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）

を行わなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、入院患者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者又はその家族に対し、当該施設サービス計画の原案について説明し、書面により入院患者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、作成した施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入院患者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一 入院患者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

二 入院患者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第二十二条 医師の診療の方針は、次に掲げるとおりとする。

- 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上妥当適切に行うこと。
- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響に十分に配慮して、心理的な効果もあげることができるよう適切な指導を行うこと。

三 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

四 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当適切に行うこと。

五 特殊な療法又は新しい療法等は、厚生労働大臣が定める療法等（平成十二年厚生省告示第百二十四号）に定めるもののほか行わないこと。

六 医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成十二年厚生省告示第百二十五号）に定めるもののほか入院患者に施用し、又は処方しないこと。ただし、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十六項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合は、この限りでない。

七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求め等診療について適切な措置を講じること。

(機能訓練)

第二十三条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二十四条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清しきしななければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対して、入院患者の負担による当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。

(食事)

第二十五条 指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事を提供しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の自立の支援に配慮し、入院患者の食事が、可能な限り離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二十六条 指定介護療養型医療施設は、適宜、入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入院患者に関する通知)

第二十七条 指定介護療養型医療施設は、入院患者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 第十六条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず退院しないとき。
- 二 正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

三 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(定員の遵守)

第二十八条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力歯科医療機関)

第二十九条 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第三十条 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所

に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(個人情報に関する同意)

第三十一条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ書面により入院患者の同意を得ておかなければならない。

(利益の供与等の禁止)

第三十二条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護療養型医療施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護療養型医療施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(地域との連携等)

第三十三条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養型サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第三十四条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養型施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、当分の間、第二条第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 医師の員数は、常勤換算方法で、一以上とする。

二 看護職員及び介護職員の員数は、常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が三又は三に満たない端数を増すごとに一以上とする。ただし、そのうちの一については看護職員とするものとする。

三 介護支援専門員の員数は、一人以上とする。

3 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則（昭

和二十三年厚生省令第五十号）第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設についての第二条第一項第二号及び第三号の規定の適用については、平成三十年三月三十一日までの間、同項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

4 病床転換による旧療養型病床群（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年改正省令」という。）附則第三条に規定する旧療養型病床群をいう。）であつて、平成十三年改正省令第七条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年厚生省令第三号）附則第四条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下についての第六条第六号の規定の適用については、同号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

5 病床転換による診療所旧療養型病床群（平成十三年改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群をいう。）であつて、平成十三年改正省令第八条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第三十五号）附則第四条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下についての第六条第六号の規定の適用については、同号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

6 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設の病室に隣接する廊下についての第六条第六号の規定の適用については、平成三十年三月三十一日までの間、同号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

7 平成十三年改正省令附則第八条の規定の適用を受ける病院又は診療所の病室に隣接する廊下（前三項の規定の適用を受ける場合を除く。）についての第六条第六号の規定の適用については、同号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。